

生 企 第 4 2 2 号
令 和 2 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部改正について

青森県県税条例及び青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例(令和2年3月青森県条例第27号)が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、その改正内容については下記のとおりであることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正概要

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)により、古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」という。)が一部改正され、青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成7年10月青森県条例第43号。以下「条例」という。)で引用している同法の規定に条項ずれが生じるため、これを改正した。

2 改正内容

(1) 第1条関係

第1条中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改めた。

(2) 第2条第1号及び第3号関係

第2条第1号中「第3条第1項又は第2項」を「第3条」に改め、同条第3号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改めた。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 添付資料

- (1) 公布・制定文
- (2) 新旧対照条文

担当 生活安全企画課
許可等事務担当室

添付資料省略